

計画策定の趣旨と位置づけ

第1節 計画策定の趣旨

平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」によると、今後、少子化が一層進行する見通しとなっています。少子化の進行は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらす深刻な影響を与える一方で、子どもが健やかに育つ環境を形成する上で多くの課題を抱えています。

このような中、国では、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりを総合的・計画的に推進するための行動計画の策定を市町村に義務づけました。

これを受け、本市でも「紀の川市次世代育成支援行動計画」を策定し総合的・計画的に子育て支援及び少子化対策を推進するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、推進法第8条に基づく市町村行動計画です。

次世代育成支援対策にあたり、国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市の子育てに関わる課題に対して今後の取り組むべき対策、達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、今後9年間にわたる集中的・計画的な取り組みを推進するための指針とします。

また、この計画は紀の川市の総合計画や関連の各種計画との整合性を図り策定するものです。

この計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭、行政、地域、事業者等すべての個人及び団体が対象となり、子育て過程を地域全体で支援し、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための指針となるものです。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成21年度までの4か年とします（前期計画）。次回は平成21年度までに計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの計画を策定します（後期計画）。

後期計画は、前期計画に対して必要な見直しを行った上で策定するものとし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとし、

